

尼崎市立児童ホームおやつ提供業務委託
募集要項

令和7年11月

尼 崎 市

(こども青少年局保育児童部児童課)

第1 趣旨

尼崎市立児童ホームにおける入所児童に対し、補食としてのおやつを適切に提供する事業者を募集・選定をすることを目的とする。

第2 募集に関する概要

1 事業概要

(1) 業務名

尼崎市立児童ホームおやつ提供業務委託

(2) 業務内容

尼崎市立児童ホームおやつ提供業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

なお、当該プロポーザルは、令和8年度予算の議決を得ることを前提に年度開始前の準備行為として行うものであるため、議会の議決を得られない場合は契約を締結できません。

また、契約の履行状況が良好な場合、かつ、本業務の関係予算が尼崎市（以下「本市」という。）議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲において、令和11年3月31日までの間、年度単位で委託契約の更新を行うことを予定しています。

(4) 受託経費の最高限度額

受注者がおやつを納入した対価として請求することができる契約単価金額については、以下のアからウの費用を含め、受注者とその月に納入したおやつに係る児童1人あたり月額1,700円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

ア おやつの調達費用

イ 事業実施施設への配送費用

ウ 提供するおやつの献立表等の作成費用

(5) 応募期間

令和7年11月10日（月）～令和7年12月5日（金）

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式により、尼崎市職員で組織する選定会議において審査を行い、契約候補者を選定します。

2 スケジュール

- (1) 募集要項の配布・・・・・・・・令和7年11月10日（月）～12月5日（金）
- (2) 質疑受付・・・・・・・・令和7年11月10日（月）～11月19日（水）
- (3) 応募期間・・・・・・・・令和7年11月10日（月）～12月5日（金）
- (4) 書類審査・・・・・・・・令和7年12月12日（金）（予定）までに審査結

果を通知します。

- (5) プレゼンテーション審査・・・令和7年12月18日（木）（予定）
- (6) 選定結果の通知・・・・・・・・・・令和8年1月9日（金）まで（予定）
- (7) 契約締結など・・・・・・・・・・選定結果の通知以降の日で調整の上決定します。

第3 応募者の構成、応募資格、応募条件、応募の手続きなど

1 応募者の構成

応募者の構成は、単一の事業者若しくは複数の事業者で構成される事業者グループとする。なお、事業者グループの場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 事前に構成員間で協議を行い、構成員の役割を明確にし、合意の上参加すること。
- (2) 本市と直接に協議・調整を行う代表企業を定めること。
- (3) 構成員は、他の事業者グループの構成員と重複しないこと。
- (4) 全ての構成員において下記2の応募資格要件を満たすこと。

2 応募資格

次の各号に掲げる条件を全て満たす者としします。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者、または、名簿に登載されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合せて提出することができる者

ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人等の直前1年間の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市との協議に柔軟に対応できる者

- (3) 国税、地方税等を完納している者

- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (5) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされているなど、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

- (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

- (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
- (ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (エ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)
- (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
- (カ) 破産者で復権を得ない者
- (キ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

3 応募の条件

(1) 募集要項の承諾

応募者は応募書類の提出をもって、当該募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募者の失格

ア 応募者が次の事項に該当した場合には、失格とします。ただし、尼崎市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

- (ア) 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 応募資格を欠いていることが判明した場合。ただし、応募者グループであり、そのいずれかの構成員が参加資格を満たさなくなった場合で、あらかじめ本市の承諾を受け、当該構成員を除外し、又は変更し、全ての構成員が参加資格要件を満たした場合は、この限りではありません。
- (オ) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

イ 失格となった場合については、別途文書により通知します。

4 応募の手続き

(1) 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、応募書類の提出に係る経費は、応募者の負担とし、提出された書類、資料は返却しません。

ア 申込書(様式1)

イ 団体等の概要(様式2)

※ 添付資料として、納税証明書等（国税・市税の納税証明書（写し可））を添付してください。（市税の納税証明書は尼崎市内に事業所等を有する者のみ）

ウ 提案書（様式3）

エ 見積書（様式4）

オ 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者である場合は、「第3 応募者の構成、応募資格、応募条件、応募の手続きなど」の「2 応募資格」の(1)に掲げる書類

(2) 提出部数

書類の提出部数は8部（原本1部、コピー7部）とします。

なお、様式はA4版縦、横書き、片面刷り、左とじとしてください。

(3) 提出方法

必要な応募書類を作成し、受付期間内に、郵送又は持参により提出してください。

(4) 受付期間

令和7年11月10日（月）から

令和7年12月5日（金）午後5時00分まで（必着）

ただし、土曜日・日曜日は除きます。

(5) 受付場所

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市こども青少年局保育児童部児童課

電 話 06-6489-6936

FAX 06-6489-6938

なお、提出された書類等に変更等が生じた場合には、受付期間内に児童課まで提出してください。受付期間を過ぎての訂正、追加資料の提出は認めません。

ただし、疑義等があり、本市が補足資料等の提出を求めた場合はこの限りではありません。

5 募集に関する質疑の受付

(1) 当該募集に関する質疑は「質疑書（様式5）」により、FAXまたは電子メールで受け付けます。

(2) 電話での質疑は受け付けないものとします。

(3) 質疑の受付先は下記のとおりとします。

尼崎市こども青少年局保育児童部児童課（担当：貝賀）

FAX 06-6489-6938

e-mail ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 受付期間：令和7年11月10日（月）～11月19日（水）午後5時必着

6 募集に関する質疑の回答

回答については、本市ホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて、質問者情報を伏せた形で、随時公表します。

なお、審査基準等に関する質問には一切お答えできません。

7 応募の辞退

応募書類を提出後、応募者の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」を提出してください。

第4 選定方法及び基準

1 基本的な考え方

- (1) 選定会議において、応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容について、総合的に評価します。審査基準に基づき各選定委員が採点を行い、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。

ただし、最高得点となった者が複数ある場合は選定委員で協議の上、選定します。

なお、最高得点となった者が選定会議の定める基準点に満たなかった場合は、契約候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募を行います。

- (2) 選定会議は非公開とし、審査に係る質問や異議は一切受け付けません。
- (3) 応募者が1者の場合であっても、選定会議を行うものとし、選定の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

2 審査方法

(1) 一次審査

提出書類の不備や提案内容について審査します。審査の結果、応募資格を満たさないと判断した場合は失格とします。また、提案内容を受けて、本市から質問をする場合があります。

(2) 二次審査

プレゼンテーション及び質疑応答の実施後、提供される業務の内容について、選定会議において総合的に評価を行い、契約候補者を選定します。

(3) 選定結果の通知

選定結果は令和8年1月9日（金）まで（予定）に、書面で通知します。

なお、選定結果は、決定した事業者名のみを公表します。また応募事業者の順位や落選理由、採点結果については公表しません。

3 プレゼンテーション

(1) プレゼンテーション予定日

令和7年12月18日（木）（予定）

プレゼンテーションの実施日時・開催場所の詳細は、書面により通知します。

(2) プレゼンテーションの持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は、各応募事業者一社につき45分とします。時間配分は20分を応募事業者の発表時間とし、応募時に提出いただいた資料にもとづいて行っていただきます。残りの25分を、選定委員からの質疑応答時間とし

す。応募事業者の発表時間については、終了していない場合でも、20分で終了します。

(3) プレゼンテーションの出席者

プレゼンテーションの実施要員は特に指定しませんが、選定委員からの質疑にその場で回答できる者としてください。質疑に対する回答は、その時点（プレゼンテーション中）での回答を正式回答といたしますので、質疑に対する後日回答は認めません。

また、プレゼンテーションに参加する人員は3名以内とします。

(4) その他

プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては本市で準備します。（※プロジェクターとパソコンの接続ケーブルの端子は HDMI 端子）

プレゼンテーションに必要なその他の機器については、参加者で用意してください。

4 選定基準

選定会議は次の選定基準により総合的な視点から審査を行い、実施事業者を選定します。

(1) 評価項目

No	項目	審査内容	配点
1	実施方針	児童ホームの役割、本業務の目的や役割を十分に理解しているか。	5 点
2	実施体制	業務主任担当者のほか、実施内容に対して、必要な人員、設備等を確保しているか。	10 点
		類似業務の経験等、本業務に関するノウハウを有しているか。	
3	献立の構成力	おやつ献立は、児童にとって適切な品数や質（栄養面、活力面）を考慮したものとなっているか。（品数の目安：2～3品、カロリーの目安：200キロカロリー以内とし、概ね150キロカロリー程度）	35 点
		おやつ献立は、児童の嗜好を考慮するほか、飽きの来ないよう豊富な種類を提供するなど、魅力的な内容となっているか。	
		おやつ提供に当たり、児童や職員などの意見や要望を適宜反映するなどニーズに即した柔軟な対応が可能か。	
		使用アレルギー（28品目）の有無、商品説明がわかりやすく示されているか。	
4	管理体制	商品管理、原材料や消費・賞味期限等の管理は十分に行われているか。	35 点
		量や質（栄養面や活力面）を考慮した児童に相応しい品目を確保し、安定した納品が可能か。	
		納品されたおやつが管理しやすいよう、提供方法や保管方法について、工夫されているか。	

		おやつ配送ルートについて、適切に配送できる提案となっているか。	
		緊急時の連絡方法や対応、苦情処理の対応について、提案がされているか。	
5	価 格	おやつ価格設定は妥当か。	5 点
6	独自提案	仕様書（案）に記載はないが、本事業をより良くするための独自の提案がふくまれているか。	10 点
合 計			100 点

(2) 市内事業者又は準市内事業者の加点

事業者が尼崎市内事業者である場合は、獲得した点数の合計に 10 %を、準市内事業者である場合は、獲得した点数の合計に 5 %を加算します。

(3) 市内在住者の雇用に伴う加点

事業実施に際して、市内在住者の雇用を行う提案がある場合は、獲得した点数の合計に 5 %を加点します。

第 5 業務委託契約の締結

- 1 選定後、契約候補者は本市と委託業務について、業務内容、履行方法、支払方法などについて調整・協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結します。
- 2 応募書類に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映します。ただし、契約締結段階において、契約候補者との協議により、必要に応じて項目の追加、変更及び削除を行うことがあります。
- 3 次に掲げる事態が生じたときは、本市は、選定会議による契約候補者の選定において順位の高かった者から順に契約に必要な事項について協議を行い、契約相手方を決定します。
 - (1) 契約候補者が契約の締結を辞退したとき。
 - (2) 契約締結時までに参加資格を欠いていることが判明したとき
 - (3) 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - (4) その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- 4 当該業務に係る予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において委託契約を行うものとします。

第 6 その他留意事項

- 1 公募型プロポーザルの参加に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- 2 同一の応募者から複数の提案をすることはできません。
- 3 提出書類は返却しません。
- 4 提出書類は審査以外の目的に利用しません。

- 5 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定します。
- 6 選定結果に対して異議を申し立てることはできません。
- 7 応募書類の作成過程等において入手した尼崎市独自の情報等は適正に管理し、情報漏えい、不正使用がないようにしてください。
- 8 尼崎市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- 9 応募書類等の著作権は、その提出者である応募者に帰属しますが、公表その他尼崎市が必要と認めるときは、尼崎市はこれを無断で使用できるものとします。また、尼崎市は尼崎市情報公開条例の規定に基づき、第三者に開示することができるものとします。
- 10 社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、応募者に対して本市は一切の責任を負わないものとします。
- 11 受託事業者は、尼崎市人権文化いきつくまちづくり条例（令和2年尼崎市条例第3号）に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあつては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるものとします。

第7 問い合わせ先

尼崎市こども青少年局保育児童部児童課（担当：貝賀）

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電 話 06-6489-6936

FAX 06-6489-6938

e-mail ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上